

藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱について
次の者を藤沢市学校事故措置委員会委員に委嘱する。

2023年（令和5年）3月17日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

1 氏名等

| 氏名 | 生年月日 | 住所 | 選出区分 | 新任再任の別 | 委嘱任命の別 | 備考 |
|-------|------|----|-------|--------|--------|-------------------|
| 櫻井 孝夫 | | | 市民 | 再任 | 委嘱 | |
| 川上 雅次 | | | 市民 | 新任 | 委嘱 | |
| 大谷 優樹 | | | 学識経験者 | 再任 | 委嘱 | 神奈川県弁護士会 |
| 福家 大輔 | | | 保護者 | 新任 | 委嘱 | 藤沢の子どもたちのためにつながる会 |
| 柴山 弥生 | | | 保護者 | 再任 | 委嘱 | 藤沢の子どもたちのためにつながる会 |
| 池田 由実 | | | 保護者 | 再任 | 委嘱 | 藤沢の子どもたちのためにつながる会 |

| | | | | | | |
|------------|--|--|-----|----|----|-------------------|
| 金田 久美 子 | | | 保護者 | 新任 | 委嘱 | 藤沢の子どもたちのためにつながる会 |
| 杉山 恵 | | | 保護者 | 新任 | 委嘱 | 藤沢の子どもたちのためにつながる会 |

2 任期

2023年（令和5年）4月1日から2025年（令和7年）3月31日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市学校事故措置委員会委員が2023年（令和5年）3月31日をもって任期満了となるため、藤沢市学校事故措置委員会規則第3条第1項の規定により、新たに委員を委嘱する必要がある。

参 考

藤沢市学校事故措置委員会規則 抜粋

（組織）

第3条 委員会の委員は、14人とし、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会
が委嘱し、又は任命する。

- （1）市民 2人
- （2）学識経験者 3人
- （3）保護者 5人
- （4）市立学校教職員 4人

（任期）

第4条 委員の任期は、2箇年とする。ただし、再任することができる。

2 委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。